

別紙

諮問第1123号

答 申

1 審査会の結論

本件部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「都立〇〇病院における〇〇に関する精神科診療録の全部」の開示を求める本件開示請求に対し、地方独立行政法人東京都立病院機構理事長（以下「実施機関」という。）が令和6年5月30日付けで行った本件部分開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件部分開示決定は、法78条1項2号及び7号の規定に基づき、対象保有個人情報の一部を不開示としたものであり、違法又は不当な点はない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和6年9月4日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和8年1月8日に実施機関から理由説明書を收受し、同年2月24日（第263回第一部会）から同年5月19日（第265回第一部会）まで、3回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 診療録について

医師法（昭和23年法律第201号）24条1項は、「医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。」として診療録作成の根拠を定めている。また、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）23条は、診療録の記載事項として、「診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢、病名及び主要症状、治療方法（処方及び処置）並びに診療の年月日」を定めている。

厚生労働省医政局長が各都道府県知事宛てに通知した「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成15年9月12日医政発第0912001号）の別添「診療情報の提供等に関する指針」によれば、「診療記録」とは、診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録とされている。

イ 医療保護入院について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）33条1項は、精神科病院の管理者は、精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって当該精神障害のために同法20条の規定による本人の同意に基づく任意入院が行われる状態にないと判定されたものについて、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくても、その者を入院させることができる（以下「医療保護入院」という。）旨定める。

ウ 本件対象保有個人情報及び本件不開示情報について

審査請求人は、本件開示請求において、東京都立〇〇病院（以下「本件病院」という。）における審査請求人に関する「精神科診療録の全部」の開示を求めている。これに対して、実施機関は、本件病院の精神科における全ての診療記録を本件対象保有個人情報として特定し、別表に掲げる項目1から52までの部分を不開示とする本件部分開示決定を行った。同決定において不開示とした部分のうち、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報（項目44。以下「本件不開示情報

1」という。)は法78条1項2号に該当するとした。

また、審査請求人以外の特定の個人であって本件病院とやり取りのあった関係者を識別することができる情報(項目14、17、19、20、42、43及び51。以下「本件不開示情報2」という。)、医療保護入院を決定した精神保健指定医の氏名(項目1及び2。以下「本件不開示情報3」という。)及び審査請求人に関して実施機関が関係者から聴取した事実又はその内容(上記以外の項目。以下「本件不開示情報4」という。)をそれぞれ法78条1項2号及び7号に該当するとした。

エ 本件部分開示決定の妥当性について

本件不開示情報1から4までの不開示妥当性について検討する。

(ア) 本件不開示情報1

本件不開示情報1は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できるものであり、法78条1項2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示が妥当である。

(イ) 本件不開示情報2及び4

本件不開示情報2及び4には、本件病院とやり取りのあった関係者を識別できる情報(本件不開示情報2)及び審査請求人に関して実施機関が関係者から聴取した事実又はその内容(本件不開示情報4)が記載されている。実施機関によれば、本件不開示情報2及び4は、関係者と本件病院の内部に留めることを前提に記載されている情報で、これらが開示されるとなると、審査請求人と関係者との関係が悪化するほか、本件病院と関係者との信頼関係が損なわれ、関係者から十分な情報が得られなくなるなどのおそれがあるとのことである。

審査会が検討したところ、病院内部に留めることを前提に関係者から聴取した内容を開示すると、本件病院と関係者との信頼関係が損なわれ、今後、関係者から十分な情報が得られなくなるおそれがあるのみならず、診療記録に関係者とのやり取りを記載する際にも、機微な情報を記録することを躊躇せざるを得なくなるなどの弊害が生じ、今後の病院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報2及び4は、法78条1項7号に該当し、同項2

号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(ウ) 本件不開示情報 3

本件不開示情報 3 には、精神保健指定医の氏名が記載されている。実施機関によれば、医療保護入院は、本人の同意が得られない場合に、家族等の同意を得て行う非自発的な入院であることから、本件不開示情報 3 が開示されるとなると、精神保健指定医が開示を前提として記録を作成することになり、当該指定医が患者本人の感情や反応を考慮して、診療記録の記載内容を簡略化するなど委縮するおそれがあり、診療や治療に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

審査会が検討したところ、医療保護入院は非自発的な入院措置であり、かかる措置を受けるに至った事実及び経過は一般に本人の意に反している場合が少なくないものといえる。そうすると、本件不開示情報 3 を開示することにより、当該措置を受けた本人が、診療記録の記載内容の真偽や詳細等を確認するために当該指定医に対して必要以上の接触を試み、又は抗議を行うなどのトラブルが発生するおそれは否定しがたい。また、当該指定医がこれを回避するため、本人の感情や反応を考慮してその所見等を正確に記録することを躊躇し、内容を簡略化するなど、診療記録の記載が形骸化するおそれがあり、医療保護入院に係る今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報 3 は法78条1項7号に該当し、同項2号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

以上のことから、本件部分開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表

項目	不開示とした部分	
1	看護記録(p. 13)	本件不開示情報 3
2	診療経過記録(p. 18)	本件不開示情報 3
3	診療経過記録(p. 36)	本件不開示情報 4
4	診療経過記録(p. 80)	本件不開示情報 4
5	診療経過記録(p. 87-88)	本件不開示情報 4
6	診療経過記録(p. 99)	本件不開示情報 4
7	看護記録(p. 101)	本件不開示情報 4
8	看護記録(p. 101)	本件不開示情報 4
9	看護記録(p. 101)	本件不開示情報 4
10	看護記録(p. 103)	本件不開示情報 4
11	看護記録(p. 103)	本件不開示情報 4
12	診療経過記録(p. 112)	本件不開示情報 4
13	PSW、訪問看護経過記録(p. 122)	本件不開示情報 4
14	PSW、訪問看護経過記録(p. 132)	本件不開示情報 2
15	看護記録(p. 137)	本件不開示情報 4
16	診療経過記録(p. 144)	本件不開示情報 4
17	PSW、訪問看護経過記録(p. 146)	本件不開示情報 2
18	診療経過記録(p. 146)	本件不開示情報 4
19	PSW、訪問看護経過記録(p. 158)	本件不開示情報 2
20	PSW、訪問看護経過記録(p. 160)	本件不開示情報 2
21	診療経過記録(p. 161)	本件不開示情報 4
22	診療経過記録(p. 162)	本件不開示情報 4
23	診療経過記録(p. 166)	本件不開示情報 4
24	診療経過記録(p. 170)	本件不開示情報 4
25	診療経過記録(p. 170)	本件不開示情報 4
26	診療経過記録(p. 176)	本件不開示情報 4
27	診療経過記録(p. 177)	本件不開示情報 4

28	診療経過記録(p. 177)	本件不開示情報 4
29	診療経過記録(p. 186)	本件不開示情報 4
30	PSW、訪問看護経過記録(p. 187)	本件不開示情報 4
31	PSW、訪問看護経過記録(p. 190)	本件不開示情報 4
32	PSW、訪問看護経過記録(p. 209)	本件不開示情報 4
33	診療経過記録(p. 231-232)	本件不開示情報 4
34	PSW、訪問看護経過記録(p. 232)	本件不開示情報 4
35	診療経過記録(p. 233)	本件不開示情報 4
36	PSW、訪問看護経過記録(p. 234)	本件不開示情報 4
37	診療経過記録(p. 236)	本件不開示情報 4
38	PSW、訪問看護経過記録(p. 238-239)	本件不開示情報 4
39	PSW、訪問看護経過記録(p. 239)	本件不開示情報 4
40	PSW、訪問看護経過記録(p. 241)	本件不開示情報 4
41	PSW、訪問看護経過記録(p. 247)	本件不開示情報 4
42	PSW、訪問看護経過記録(p. 248)	本件不開示情報 2
43	PSW、訪問看護経過記録(p. 248)	本件不開示情報 2
44	看護記録(p. 253)	本件不開示情報 1
45	PSW、訪問看護経過記録(p. 260)	本件不開示情報 4
46	PSW、訪問看護経過記録(p. 260)	本件不開示情報 4
47	診療経過記録(p. 262)	本件不開示情報 4
48	PSW、訪問看護経過記録(p. 265)	本件不開示情報 4
49	PSW、訪問看護経過記録(p. 266)	本件不開示情報 4
50	PSW、訪問看護経過記録(p. 266)	本件不開示情報 4
51	診療経過記録(p. 269)	本件不開示情報 2
52	PSW、訪問看護経過記録(p. 272)	本件不開示情報 4